

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定 事業主等を定める規則

平成28年10月20日

規則第2号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則の定めるものは、浜田地区広域行政組合管理者とし、浜田地区広域行政組合管理者が任命する職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

附 則（平成28年10月20日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。